

商品概要説明書

(令和6年2月1日現在)

| | |
|---|---|
| 1. 商品名 | ・自動継続型年金定期預金 |
| 2. ご利用いただける方 | ・以下のいずれかに該当する個人のお客さま ①すでに当組合で公的年金をお受取りのお客さま ②新しく当組合で公的年金のお受取り手続きを完了されたお客さまで、半年以内にお受取りを開始される方。 ＊「年金請求書」・「支払機関変更届」を提出された方 ・対象となる公的年金の種類 国民年金、厚生年金、労災年金、各種共済年金 (注)年金定期預金の預入れ期間中は、当組合で継続して年金をお受取りいただくことが条件となります。 (注)年金定期預金の名義は、年金受取りされているお客さまの名義に限ります。 |
| 3. 預入期間 | ・1年 ・自動継続型(元金継続方式)のみ (満期日に指定された普通預金へ利息を入金します) |
| 4. 預入方法等 (1) 預入店舗 (2) 預入金額、単位 | (1)年金振込指定口座のある店舗に限ります。 (2)1円以上、1円単位 ※お一人様あたり2,000万円を限度とします。 |
| 5. 払戻方法 | ・口座開設店の窓口で満期日以後に元金と利息を払戻します。 |
| 6. 利息 (1) 適用利率 (2) 計算方法 (3) 特約事項 | (1)お預入れ時の当組合所定の約定利率を満期日まで適用します。 (2)付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算によります。 (3)お預入れ期間中に、ご本人さまのご意思及びご都合により、他行に該当年金振込口座を変更された場合及び就業等により該当年金受給資格が喪失された場合等、当組合で該当年金の振込が確認できない場合は、自動継続の契約を解除し、通帳・証書記載の利率にかかわらず、お預入れ時に遡って預入時点における当組合所定のスーパー定期の利率を適用します。 |
| 7. 預金利子にかかる税金 | ・この預金はマル優制度の対象となります。 ・マル優制度のご利用がない場合には、利息に対し一律20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金を源泉徴収します。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)となっております。 |
| 8. 中途解約時の取扱い | ・この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。 ・やむを得ず満期日前に解約する場合は、後述の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)を適用のうえ、計算した利息とともに支払います。 |
| 9. 中途解約 (1) 適用利率 (2) 計算方法 (3) 特約事項 | (1)約定したお預入れ期間内で、実際のお預入れ期間が下記の場合 ①6か月未満・・・・・・解約日における普通預金利率 ②6か月以上・・・・・・約定利率×50% (2)付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算によります。 (3)中途解約時までのお預入れ期間中に、ご本人さまのご意思及びご都合により、他行に該当年金振込口座を変更された場合及び就業等により該当年金受給資格が喪失された場合等、当組合で該当年金の振込が確認できない場合は、通帳・証書記載の利率にかかわらず、お預入れ時に遡って預入時点における当組合所定のスーパー定期の利率を約定利率として適用します。 |
| 10. その他参考となる事項 | ・年金をお受取りのお客さまは、年金振込指定口座の通帳をご持参ください。お受取りを新規にお申込みのお客さまは、「年金請求書」、「支払機関変更届」等を提出してください。 ・総合口座のお取扱いはできません。 ・この預金は、担保預金とすることはできません。 ・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 ・この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。 ・販売状況・市場環境等により取扱いを中止することや商品性・適用金利を変更することがあります。 |

| | |
|-------------------------------|--|
| <p>11. 苦情処理措置・紛争 解決措置</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記のご相談窓口にお申出下さい。 【ご相談窓口 大同信用組合 リスク管理統括部】 受付日：月曜日～金曜日（祝日及び組合の休業日は除く） 受付時間：9：00～17：00 電話番号：06-6541-2906 住 所：〒550-0014 大阪市西区北堀江 1-4-3 ・ 紛争解決措置 公益社団法人 民間総合調停センター（電話：06-6364-7644） 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記ご相談窓口または「大阪地区しんくみ苦情等相談所」・「しんくみ相談所」にお申出下さい。また、お客さまから前記弁護士会仲裁センター等に直接お申出いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手順を進める方法もあります。 ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的な内容は仲裁センター等にご照会下さい。 【一般社団法人大阪府信用組合協会 大阪地区しんくみ苦情等相談所】 受付日：月曜日～金曜日（祝日及び協会の休業日は除く） 受付時間：9：00～17：00 電話番号：06-6941-1441 住 所：〒540-0026 大阪市中央区内本町 2-3-9 【一般社団法人全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日（祝日及び協会の休業日は除く） 受付時間：9：00～17：00 電話番号：03-3567-2456 住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-1 なお、苦情処理措置・紛争解決措置の対応等については、当組合ホームページでもご覧頂けます。 ※ホームページアドレス https://www.daido.shinkumi.jp/ |
|-------------------------------|--|